

奈良県告示第五百九十号

平成十一年三月奈良県告示第六百六十五号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

表Aの項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。